

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（169）」

2. 日時：令和2年6月10日（水）10時00分～12時15分

3. 場所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、島村安全審査官、石島技術参与  
検査グループ専門検査部門

千葉管理官補佐、松本主任原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他4名

5. 要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）について、資料 処理場-169-1に基づいて設工認の全体構成及び今後の予定の説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

○運用で対応するものについても、設工認の段階で運用の実現可能性についての説明が必要なこと。

○一部使用承認に係る保安規定の変更について、設工認の内容がほぼ固まってから審査するというやり方と、設工認と併行して審査するというやり方が考えられるため、一部使用の開始の時期を踏まえて、遅滞なく認可されるように補正や審査の進め方を検討する必要があること。

○一部使用承認が必要な施設を保管廃棄施設・Lと排水貯留ポンドの2施設に限定する理由について、運転廃棄物の種類や量と保管余裕量との関係等により説明が必要なこと。

○新規制基準に係る設工認の対象について、既設の設備や評価のみのものも対象としていることを記載することが必要なこと。

○当初の設工認申請から抜け落ちていたもの（資料の①～⑪）があること、その理

由について記載が必要なこと。

○今後の予定のうち、次に対応が必要な（新その7）と（新その8）については、他と切り分けて明確な記載が必要なこと。

（3）原子力機構から、令和2年6月8日に補正申請のあった設工認（その3）（※）について、資料 処理場—169—2及び資料 処理場—169—3に基づいて説明があった。

（※）[日本原子力研究開発機構から原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書の一部補正を受理](#)

（4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

○P. 7 設計条件 「飛来物については、必要に応じて、飛来防止対策等を講ずる」について、評価の結果、飛来防止対策を講ずるのであれば「必要に応じて」は削除する必要があること。

○P. 10 記載のある各施設の位置、距離が分かる記載が必要なこと。

○P. 21 廃液の受入や排水時の運用を踏まえて、警報を設定していることが分かるように記載が必要なこと。

○P. 58 発火点の選定根拠についての記載が必要なこと。

コンクリートの許容温度を超えた場合に保管廃棄施設・Lの躯体、ドラム缶の機能は維持されるのか説明が必要なこと。

コンクリートの許容温度を超えた場合に排水貯留ポンドから廃液が漏えいしないのか、また、廃液が蒸発することにより気体として放射性物質が放出されることはないのかについての説明が必要なこと。

○P. 68 保管廃棄施設・Lの構造健全性を維持する前提として鋼製蓋がF1竜巻により飛ばないことが必要であるため、鋼製蓋が浮上しないことの計算結果を示す必要があること。

○P. 71 飛来防止対策としてチェッカープレートを軽量のものに代替したり、今後、施設周辺に構造健全性に影響を及ぼす可能性のあるものを設置する際の対応等の運用について、保安規定及び下部規定に定める内容の説明が必要なこと。

## 6. 配付資料

（1）原子力機構からの配付資料

- ・ 資料 処理場—169—1 原子力科学研究所放射性廃棄物処理場 新規制基準に係る設工認の全体構成及び今後の予定について（案）
- ・ 資料 処理場—169—2 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可

- 申請（その3）補正申請概要（案）
- 資料 処理場－169－3 原科研廃棄物処理場設工認（その3）補正に対するコメント（R2.6.4）回答